

多血小板血漿（Platelet-rich plasma：PRP）を用いた変形性関節症治療に関する事項

- 1、当院は、「厚生労働省 再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき申請・認可を受け、以下の再生医療を提供しています。

・多血小板血漿（Platelet-rich plasma：PRP）を用いた変形性関節症治療
計画番号：PB7200033

2、再生医療等を受ける者の基準について

標準治療（保険治療）を施すも改善がみられない対象疾患患者のうち、患者が再建手術や修復手術による組織修復を希望しない場合を対象としています。

さらに、以下の基準を満たしている方を対象といたします。

- ・外来通院が可能であること
- ・インフォームド・コンセントを受けていること
- ・この治療について十分な理解が得られていること

【除外基準】

- ・投与周辺部に明らかに感染を有する者
- ・薬剤過敏症の既往歴を有する者
- ・未成年者
- ・担癌状態にある者
- ・その他、担当医が不適当と判断した者

3、対象疾患等の名称について

- ・変形性関節症

4、治療にかかる費用について

公的保険の対象ではありません。

施術ご希望の方は以下の料金をお支払い頂きます。

施術料： A P Sキット・・・1回 330,000 円（税込）

また、採血後の施術のキャンセルについては所定の費用を申し受けます。